

ご遺族（ご家族）の皆様へ

# 病理解剖について

この度のご家族（ご親族）のご逝去に際し、謹んでお悔やみ申し上げます。

私ども 一般社団法人 日本医療安全調査機構は、「医療事故調査・支援センター」として厚生労働大臣の指定を受け、医療現場の安全の確保を目指した取り組みを行っています。

これまでの取り組みの中で、ご遺族より「何が起きていたのか、何故亡くなったのか知りたいと思うようになったが、病理解剖をしていないので原因は分からないと病院から言われてしまった」「あの時にこのような説明を聞いていれば決断できたのに」と、病理解剖を実施しなかったことを悔やむ声が寄せられることがあります。

深い悲しみの中にいらっしゃるご遺族の皆様にも、限られた時間の中で、病理解剖を実施するかどうかをご決断いただくことは大変苦渋を伴うこととお察しいたします。

このパンフレットでは病理解剖について説明しています。病理解剖はご家族の死因を究明の上で非常に重要な情報を得ることができる調査ですので、是非ご一読いただき、皆様のご決断の一助になりましたら幸いです。

## 病理解剖とは

病理解剖とは、病理を専門とする医師が直接お体の中を確認し、亡くなった原因やその原因と診療行為との関連性などを検討するものです。解剖は、「死因、生前に下された診断との関連」、「病気がどの程度進行していたのか」、「治療の効果はどうだったのか」、「原病とは別の病気が存在していたのか」など、どうして亡くなられたのかを知るための手がかりを得るための重要な調査です。

解剖を行っても亡くなった原因や病態が明らかにならない場合もあります。しかし、解剖が行われなかったために原因が分からないこと、解剖の結果を含めた医学的検証を行っても原因不明なのかでは、ご家族の亡くなられたことに対する納得の度合いが違うのではないのでしょうか。

### ▶ **ご遺族の同意について**

病理解剖にはご遺族の同意が必要です。  
病気の状態や死因を明らかにするため、医療機関より病理解剖についての実施をおすすめすることがあります。ご遺族の同意が得られない場合には、病理解剖は実施されません。

ご遺体は畏敬の念をもって取り扱われ、病理医によって慎重に検索が行われます。なお、解剖を望まない部位（頭部など）があれば、担当者にご相談ください。病態にもよりますがご遺族の同意が得られる範囲での解剖を実施することも可能です。

### ▶ **所要時間と結果説明について**

病理解剖は通常、2～3時間ほどで終了します。解剖後はお体を清拭し、ご遺族のもとに戻されます。

病理解剖の場合には、司法解剖とは異なり、ご遺族に詳細な解剖結果の説明があります。解剖終了後、当日に担当した医師より肉眼的所見の説明を受けることができます。最終的な結果（病理解剖報告書）が出るまでには、体の組織の顕微鏡観察を詳細に行うため1か月から数か月かかります。

### ▶ **病理解剖を実施しない場合の原因究明について**

ご遺族が病理解剖は実施しないとご決断された場合、どうして亡くなられたのかを知る別な手段として「死後画像診断（オートプシーイメージングの略語のAiと呼ばれます）」があります。Aiとは、CTやMRI等を用いてご遺体を検査し画像を撮影して、死因の究明に役立てる検査手法です。解剖は行わず Aiのみを行うこともできますが、Aiは画像だけで判断する方法のため、死因を明確にすることが困難な場合もあります。

### ▶ **解剖が実施できる時期と待機方法について**

ご遺体の組織は時間とともに変化しますので、迅速な対応が必要になります。ご遺族に解剖を実施するかどうか早急にご決断いただく必要があるのもこのためです。

病理解剖の実施まで時間を要する場合には、組織の変化を抑えるため、十分に保冷状態を維持できる環境でご遺体を保管させていただく必要があります。また、亡くなられた際に留置されていたチューブ類を留置した状態のまま解剖を実施することもあります。

病理解剖の実施時刻やご遺族の方の待機方法等の詳細については、当該医療機関にご確認ください。

## 関連リンク